

一般社団法人日本小動物獣医師会定款施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本小動物獣医師会(以下「この法人」という。)の定款を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 この法人の主たる事務所の所在地は、東京都港区新橋 5-12-2 鴻盟社ビル 5 階に置く。

(正会員の区分)

第 3 条 定款第 5 条第 1 項第 1 号の正会員を次のように区分する。

- (1)個人会員 個人として入会した臨床開業または管理獣医師
- (2)団体会員 団体として入会した都道府県政令指定都市獣医師会(以下「地方獣医師会」という。)または臨床・研究グループ
- (3)団体所属正会員 団体として入会している地方獣医師会または臨床・研究グループに所属して、団体の一員として入会した者

(準会員の区分)

第 4 条 定款第 5 条第 1 項第 2 号の準会員を次のように区分する。

- (1)勤務獣医師 正会員の診療施設に勤務する臨床獣医師
- (2)学生 獣医師養成大学学生
- (3)海外獣医師 海外の獣医師有資格者

(賛助会員の区分)

第 5 条 定款第 5 条第 1 項第 3 号の賛助会員を次のように区分する。

- (1)団体 企業または法人等の団体
- (2)個人 臨床獣医師以外の個人

(入会手続)

第 6 条 定款第 6 条の入会手続は、前 3 条の区分によって次のように行う。

- (1)個人会員 第 3 条第 1 号の個人会員のうち地方獣医師会に所属する者は様式 1-A、地方獣医師会に所属しない者は様式 1-B の入会申込書に必要事項を記入して、会長に提出する。地方獣医師会に所属しない者は、入会申込書と合わせて様式 2 の推薦状および様式 3 の誓約書を合わせて提出する。様式 2 の推薦状および様式 3 の誓約書には、原則として入会希望者診療施設近隣のこの法人の正会員 3 名の推薦および誓約が必要である。なお、理事会において入会が承認された地方獣医師会に所属しない者は、様式 4 の誓約書を提出しなければならない。
- (2)団体会員 入会を希望する地方獣医師会は様式 5-A、臨床・研究グループは様式 5-B の入会申込書に必要事項を記入し、入会希望者名簿を添えて会長に提出する。臨床・研究グループは、さらに規約および団体役員名簿を提出する。

(3) 団体所属正会員 第 3 条第 2 号で規定する団体の一員として入会する者は、様式 6 の入会申込書に必要事項を記入して、団体代表者を通じて会長に提出する。地方獣医師会に所属しないで団体会員である臨床・研究グループの一員として入会する者は、様式 6 の入会申込書に必要事項を記入して、合わせて様式 7 の推薦状および様式 8 の誓約書を会長に提出する。

(4) 準会員 第 4 条第 1 号で規定する準会員として入会する勤務獣医師は、様式 10-A の入会申込書に必要事項を記入し、会長に提出する。第 4 条第 2 号で規定する準会員として入会する学生は、様式 10-B の入会申込書に必要事項を記入し、会長に提出する。第 4 条第 3 号で規定する準会員として入会する海外獣医師は、様式 10-C の入会申込書に必要事項を記入し、母国の獣医師資格を証明する書類を添えて、会長に提出する。

(5) 賛助会員 第 5 条第 1 号で規定する団体として賛助会員に入会するものは、様式 9-A の入会申込書に必要事項を記入し、会社謄本の写しおよび定款の写しを添えて会長に提出する。第 5 条第 2 号で規定する個人として賛助会員に入会する者は、様式 9-B の入会申込書に必要事項を記入し、会長に提出する。ただし、小動物臨床に関係する獣医師は、賛助会員として入会することはできない。

(会員等の権利)

第 7 条 会員は、その区分により別表の権利を有する。

2 会員は、その他、法令により認められた権利を有する。

(会員名簿)

第 8 条 定款第 12 条の会員名簿は、様式 11 とする。

(退会)

第 9 条 定款第 8 条の退会届は様式 12 とする。

(代表社員)

第 10 条 定款第 10 条第 1 項第 2 号の代表社員は、第 3 条第 2 号の団体会員に所属する正会員 20 名につき 1 名を登録できる。

2 第 3 条第 1 号の個人会員は、20 名以上で団体会員として入会申込書を提出し、理事会の承認を得れば、所属正会員 20 名につき 1 名を登録できる。

3 代表社員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない。

4 団体会員における代表社員の選出は、各々の団体会員に委ねる。

5 選出された代表社員の登録は、社員総会開催日の 20 日前までに書面によって行う。

6 社員総会における代表社員の代理出席は、認めない。

(社員)

第 11 条 社員総会を構成する社員は、定款第 14 条で規定された役員および前条で規定された代表社員とする。

(社員の権利)

第 12 条 社員は、次の権利を有する。

(1)社員総会における発言権および議決権

(2)役員選出における選挙権

(3)その他、法令により認められた権利

(社員名簿)

第 13 条 定款第 12 条の社員名簿は、様式 13 とする。

(顧問および相談役)

第 14 条 定款第 21 条の顧問は、地方獣医師会の会長に委嘱する。

2 定款第 21 条の相談役は、地方獣医師会以外の法人格を持つ団体の長およびこの法人の会長経験者に委嘱する。

(名誉会員)

第 15 条 定款第 21 条の名誉会員は、次の各号の一に該当する正会員とする。

(1)この法人の会長を 3 期 6 年以上務め、理事会から推薦された者

(2)この法人の役員を 5 期 10 年以上務めた満 80 歳以上で、所属団体から推薦された者

2 名誉会員は、理事会の議決により会費を免除する。

(変更)

第 16 条 この規則は、理事会の議決により変更することができる。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

1.この規則は、平成 24 年 5 月 27 日一部変更、同日より施行する。(平成 24 年度第 2 回理事会)

2.この規則は、平成 26 年 2 月 22 日(平成 25 年度第 7 回理事会)一部変更、平成 26 年 5 月 25 日(第 6 回定時社員総会)より施行する。

3.この規則は、平成 26 年 11 月 24 日(平成 26 年度第 5 回理事会)、平成 27 年 3 月 1 日(平成 26 年度第 6 回理事会)および平成 27 年 5 月 3 日(平成 27 年度第 1 回理事会)一部変更、平成 27 年 5 月 31 日(第 7 回定時社員総会)より施行する。

4.この規則は、平成 29 年 2 月 19 日(平成 28 年度第 6 回理事会)一部変更、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

5.この規則は、令和 3 年 3 月 7 日(令和 2 年度第 6 回理事会)一部変更、令和 3 年 5 月 30 日より施行する。

会員区分別権利一覧

会員種別	会員区分	被選挙権	選挙権	社員総会 議決権	講習会 出席	JSAVA ニュース 配布	ジャーナル 配布	学術関連 出版物	会員名簿 配布	医療ガイド ブック 配布	メール マガジン 配布
正会員	団体所属	○	○注 1	○注 1	○	○	○	○	○	○	○注 5
	個人	○注 2	○注 3	○注 3	○	○	○	○	○	○	○注 5
準会員	勤務	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○注 5
	学生	×	×	×	○	○	○	○注 4	×	×	○注 5
	海外	×	×	×	○	○	○	○注 4	×	×	○注 5
賛助会員	個人	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○注 5
	団体	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○注 5

*○：権利有、×：権利無

注 1：正会員 20 名以上が所属する団体会員において、正会員 20 名あたり 1 名の代表社員に登録された者および役員

注 2：20 名の正会員から推薦された者

注 3：正会員 20 名以上で団体会員として入会した場合には、注 1 を適用

注 4：各出版物につき 1 冊のみ通常販売価格の半額で販売

注 5：登録者に無償で提供